

神奈川県海面の遊漁に関する申し合わせ事項

平成28年4月1日現在

県 下 全 域 神奈川県遊漁・海面利用協議会 神奈川県水産課 ・045-210-4549		
漁具漁法の制限 1 漁業者が自粛している海域でのサンマ餌料の使用禁止 2 共同漁業権漁場区域内でのオキアミのまき餌使用禁止 権外漁場での使用方法等は別紙のとおり 3 オキアミの使用量は、一人当たり3kg以内とし、アミコマセと併せて5kg以内とする。 4 イワシミンチの使用量は、一人当たり5kg以内とする。 5 サビキ釣の針数は6本以内。 6 全長20cm以下のマダイは再放流する。 <海区漁業調整委員会指示> コマセ籠の形式は長さ16cm以内、直径5.5cm以内、Lサイズとする。	禁止区域操業制限等 1 定置漁業の保護区域内の遊漁の禁止 2 人工魚礁の利用は漁業者優先 3 地曳網操業中、その付近での遊漁の禁止 4 遊漁船の標識を定め所属を明らかにする。 5 県下共通の申し合わせとして定めた県遊漁・海面利用協議会の申し合わせ事項のほか、各地域遊漁協議会が定めた申し合わせ事項を遵守すること。	
1 「はみ」(カツオ等に追われて浮上しているイワシの群)採捕(漁獲)やパヤオでの操業は、潮に流して行うことを徹底する。 2 漁業操業中にある場合は寄せ船をせず、漁場へは低速で進入し、急なアスターンはしない。 3 「はみ」採捕(漁獲)は専業船優先を原則にしつつ、専業船・遊漁船を問わず見つけた順番に後ろに並ぶようにする。		
川崎市～横須賀市(東京湾側) 東京湾地域遊漁協議会 横浜市農地保全課 ・045-671-2631	三浦市～横須賀市(相模湾側) 三浦半島地域遊漁協議会 三浦市水産課 ・046-882-1111	葉山町～湯河原町 相模湾地域遊漁・海面利用協議会 小田原市水産海浜課 ・0465-22-9227
漁具漁法の制限 1 サンマ餌料の使用禁止 2 幼魚の漁獲禁止 3 イワシミンチ用コマセ籠の制限について (1) ビシ釣用籠の形式は、次のとおりとする ア 金網籠について ・ 浅場(水深50m以内)は、長さ8cm以内、直径5cm以内。 ・ 深場(水深50m超)は、長さ9cm以内、直径5.5cm以内。 ・ 網目等について、籠が網目の場合、その目数(おもりと接する網[針金]の結び目の数)11本以上。横目の場合、その目数(横[水平]の針金の本数)15本以上。 イ プラスチック籠について ・ 長さ12.8cm以内、直径5.4cm以内 ・ 浅場(水深50m以内)は、籠の縦目の数(縦[垂直]のプラスチックの棒の本数)は、20本以上。 ・ 深場(水深50m超)は、籠の縦目の数は、16本以上。 (2) サビキ釣用カゴの形式は、長さ10cm以内、直径5cm以内、Mサイズとする。ただし、深場用(水深30m超)の場合は、長さ11cm以内、Lサイズとする。 4 イナダ釣りの解禁日は、8月15日とする。	1 夜間遊漁の禁止 2 電動リールによるアコウ釣り禁止 3 底魚を対象とした活餌(餌虫を除く)の使用禁止と餌としてのサンマの使用禁止 4 幼魚の漁獲禁止 5 イワシミンチ用コマセ籠の制限についてビシ釣用籠の形式は、次のとおりとする (1) 金網籠について ・ 浅場(水深50m以内)は、長さ8cm以内、直径5cm以内。 ・ 深場(水深50m超)は、長さ9cm以内、直径5.5cm以内。 ・ 網目等について、籠が網目の場合、その目数(おもりと接する網[針金]の結び目の数)11本以上。横目の場合、その目数(横[水平]の針金の本数)15本以上。 (2) プラスチック籠について ・ 長さ12.8cm以内、直径5.4cm以内。 ・ 浅場(水深50m以内)は、籠の縦目の数(縦[垂直]のプラスチックの棒の本数)は、20本以上。 ・ 深場(水深50m超)は、籠の縦目の数は、16本以上。 6 イナダ釣りの解禁日は、8月15日とする。 7 電動イカ釣機及びタイコの使用禁止 8 夏期(7、8月)の混雑している城ヶ島沖漁場(城ヶ島灯台と川奈崎灯台を結んだ線及び安房崎灯台から真南への見通し線に囲まれた水深150mまでの海域)におけるアジ釣りの際は、罾留め遊漁を自粛する。	<共通> 1 夜間遊漁の禁止 2 イワシミンチ用コマセ籠の制限についてビシ釣用籠は、プラスチック籠のみ使用可とし、その形式は次のとおりとする。 ・ 長さ12.8cm以内、直径5.4cm以内 ・ 籠の縦目の数(縦[垂直]のプラスチックの棒の本数)は、20本以上。 (葉山町～二宮町のみ) 3 から釣針の自粛 4 根魚の活餌(餌虫を除く)釣りの自粛 5 幼魚の漁獲禁止
禁止区域操業制限等 1 共同漁業権漁場区域内での罾止め遊漁の禁止。 2 人工魚礁での遊漁の禁止。 3 横須賀市東部漁協の共同漁業権漁場区域内でのタコ釣り遊漁の禁止(注:タコは共同漁業権の内容となっている。) 4 遊漁船の竿上げは、午後5時までとする。ただし夜釣りを除く。	1 人工魚礁での遊漁の禁止。 2 共同漁業権漁場区域内での遊漁の自粛。 3 出船は日の出以降、帰港は午後4時までとし、その中で8時間操業とする。 4 漁場での漁業者優先。 5 三崎港内での速力を減速する。	<共通> 1 遊漁のキス釣り禁漁期、9月～12月 2 二宮地先、共第15号、定第18号及び幼稚仔保育場周辺を「キスを除く全魚種」釣りの保護区域とする。 (葉山町～二宮町のみ) 3 網具張立て時期の漁場での遊漁の禁止。 4 共同漁業権の小型定置への係留禁止。 5 一本釣り漁業操業付近での遊漁の禁止。 6 出船は日の出以後、竿上げは午後4時までとし、その中で8時間操業とする。 7 夏期時間(5～9月)を設け、この間は、竿上げを5時までとする。ただし、タイ釣りについては栽培漁業対象魚種でもあり従来どおり午後4時までとする。 (小田原市～湯河原町のみ) 3 初島海岸より700m以内の遊漁の禁止 4 沖の操業時間は、一回乗合船8時間以内、仕立船7時間以内 5 竿上げは、午後5時までとする。ただし、真鶴・湯河原地区の船が同地先で操業する場合、5～11月は午後6時までとする。
東京湾地域遊漁船と松輪漁協とのイサキ協定(昭和54.12.22)		

お問い合わせは、神奈川県遊漁・海面利用協議会事務局(神奈川県環境農政局農政部水産課漁業調整・資源管理グループ(電話045-210-4549)までどうぞ!

遊漁におけるオキアミまき餌使用方法等 (神奈川県遊漁・海面利用協議会)

相模湾地域 (葉山町～湯河原町)

魚種：タイ、ワラサ、メジ、カツオ

使用区域：共同漁業権内は禁止とし、権外は図のとおり。

使用期間：図のとおり。

使用量：1人3kg以内でアミコマセと併せて5kg以内とする。

その他、カツオ・メジを対象とする場合は、① 7時以降の使用 ② 8～12月の使用 ③ 午後2時に納竿とする。

その他：「はみ」の採捕やパヤオでの操業は、潮に流して行うことを徹底する。

寄せ船をせず、漁場へは低速で進入し、急なアスターンはしない。

「はみ」採捕は專業船優先を原則にしつつ、專業船・遊漁船を問わず見つけた順番に後ろに並ぶようにする。

監視員：各漁協から選出 (漁業者1隻、遊漁船1隻)

罰則：1回目の違反は嚴重注意、2回目以降は1年間の使用停止とする。

附帯意見：当面2年を目処に県がROVを用いた環境調査を行い、関係者間の意見交換を行うこと。

東京湾地域 (川崎市・横浜市・横須賀市(東京湾側))

魚種：タイ、ワラサ

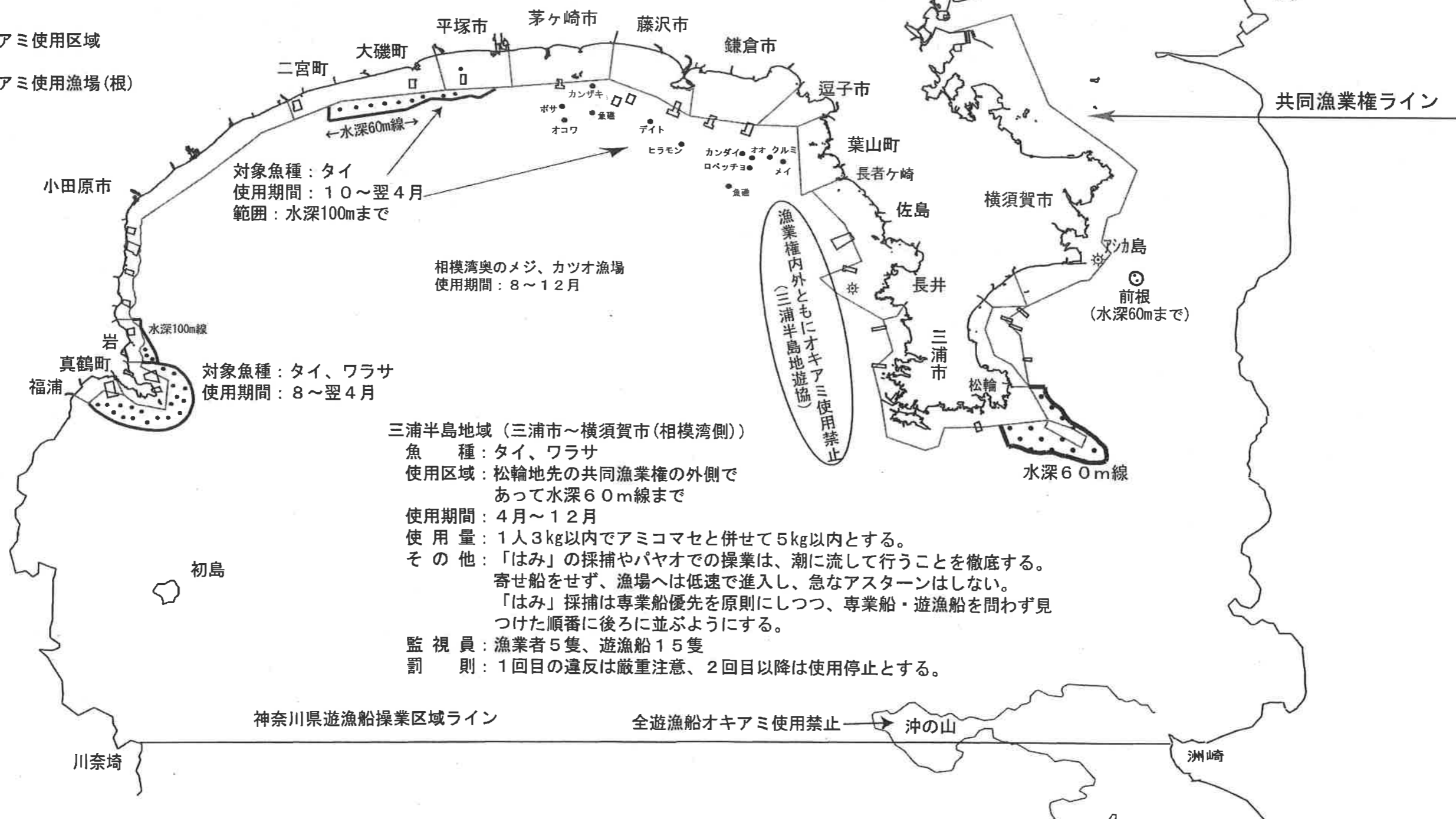
使用区域：前根(水深60mまで)

監視員を選出し、使用期間・使用量・罰則は三浦半島地遊協に準ずる。

凡例

□ : オキアミ使用区域

... : オキアミ使用漁場(根)



対象魚種：タイ
使用期間：10～翌4月
範囲：水深100mまで

相模湾奥のメジ、カツオ漁場
使用期間：8～12月

対象魚種：タイ、ワラサ
使用期間：8～翌4月

三浦半島地域 (三浦市～横須賀市(相模湾側))

魚種：タイ、ワラサ

使用区域：松輪地先の共同漁業権の外側であって水深60m線まで

使用期間：4月～12月

使用量：1人3kg以内でアミコマセと併せて5kg以内とする。

その他：「はみ」の採捕やパヤオでの操業は、潮に流して行うことを徹底する。

寄せ船をせず、漁場へは低速で進入し、急なアスターンはしない。

「はみ」採捕は專業船優先を原則にしつつ、專業船・遊漁船を問わず見つけた順番に後ろに並ぶようにする。

監視員：漁業者5隻、遊漁船15隻

罰則：1回目の違反は嚴重注意、2回目以降は使用停止とする。

神奈川県遊漁船操業区域ライン

全遊漁船オキアミ使用禁止

共同漁業権ライン

水深60m線

水深100m線

水深60m線